

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分
		前年度からの繰越未決	本年度の起訴	計	有罪	無罪	公訴権減	未決	有罪に係る人員及び金額				
									懲役刑を科せられたの人員	罰金			
										人 員	金 額		
申告所得税	外	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人(社)	千円	申告所得税
		-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
法人税	外									内	-		法人税
		1	-	1	1	-	-	-	2		1	25,000	
その他	外									内	1		その他
		1	4	5	2	-	-	3	1		2	11,000	
合 計	外									内	1		合 計
		2	4	6	3	-	-	3	3		3	36,000	

調査期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件 -	第 159 条	外	件 -	脱税犯規定	外	件 -
		-			1			2
第 243 条 〔平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。〕	外	-	第 163 条 〔平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。〕	外	1	両罰規定	外	2
		-			-			-
合 計	外	-	合 計	外	1	合 計	外	2
		-			1			2

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
2 外書は、脱税犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。
3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分	
			免 許 者		非免許者	小計	犯 則 者 が 判 明 し ない も の	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒 類 製 造	等 酒 類 販 売 業 者														
要件 処理数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件		件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処理数	
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	検 挙		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	1	1		1	-	-	-		-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
	告 収 税 官 吏 発 の 他	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	収 税 官 吏 告 発		
		外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	そ の 他		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	不 告 発		
	処 公 訴 分 権 消 滅	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		処 公 訴 分 権 消 滅
		外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		処 公 訴 分 権 消 滅
本 年 度 未 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額		外	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 額		外	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額		
罰 科 金 相 当 額		外	-	-	350	350	-	350	-	-	-	-	-	-	-	罰 科 金 相 当 額		

調査対象等：平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	国 際 観 光 旅 客 税	合計	区 分				
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分										
要件 処理数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件		件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数			
		検 挙	外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		検 挙		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	1	通 告 処 分	処 理 済 件 数		
	告 発	犯 則 事 件 調 査 職 員	外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-		犯 則 事 件 調 査 職 員	告 発
		そ の 他	外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-		そ の 他	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	通 知 処 分			
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	不 告 発			
	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-		処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	
		本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-		本 年 度 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	350	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額				

調査対象等：平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分			酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
			免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒類等製造者	酒類販売業者																	
要 履 行 件 数	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 済	要 履 行 件 数
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 告 処 分	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計
履 行 等 件 数	通 に 告 よ る 履 行 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 に 告 よ る 履 行 発	履 行 等 件 数
	通 告 後 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 後 訴 権 消 滅	
	通 告 履 行	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通 告 履 行	
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
本 年 度 未 履 行 未 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 履 行 未 済 件 数	
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	
			-	-	350	350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	350		

調査期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
2 「揮発油税」には地方揮発油税、「たばこ税」にはたばこ特別税を含む。
3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の		
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額									
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	155,109	-	1	155,109	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	155,109	-	1	155,109	-	-	-	-
犯 則 者 が 判 明 し な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日

- (注) 1 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -	第23条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税		国 際 観 光 旅 客 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第21条第1項第1号	件 -	第19条第1項第1号	件 -	第12条第1項	件 -	第24条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-	第25条第1号	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-	〃 第2号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-	第26条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-				
		第23条第1号	-						
		〃 第2号	-						
		〃 第3号	-						
		第24条	-						
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。